

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があつた。

令和五年四月六日

広島県知事 湯崎英彦

有限会社ミセス便利屋	名機登録検査の種類	変更のあつた農産物検査員
追加	変更内容	変更のあつた農産物検査員
東山理希	氏名	農産物検査を行う農産物の種類
玄米	農産物検査を行う農産物の種類	年月日変更
日 三月二三 令和五年	農産物検査を行う農産物の種類	年月日変更